

秋田県の特定最低賃金が変わります

～4業種全てで平成30年12月24日から改定額発効予定～

・秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金

時間額 871円 (現行 851 円、引上額 20 円)

・秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属
装置製造業最低賃金

時間額 808円 (現行 786 円、引上額 22 円)

・秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

時間額 845円 (現行 822 円、引上額 23 円)

・秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

時間額 838円 (現行 814 円、引上額 24 円)

※適用する使用者（次に掲げるいずれかの産業を営む使用者）

- (1) 上記4業種の産業
- (2) 上記4業種の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が4業種の産業に分類されるものに限る。）

※適用除外労働者

- (1) 各産業共通
 - ・18歳未満 65歳以上の者
 - ・雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ
 - ・電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者

※なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算は含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

【問合せ先】 秋田労働局賃金室（018-883-4266）又は最寄りの労働基準監督署